

明石市立少年自然の家清涼飲料水自動販売機設置業者の公募について

明石市立少年自然の家における清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）について、設置業者を公募しますので希望される方は、内容を確認のうえ、下記の通り応募してください。

記

1 設置場所等の概要

（1）設置場所

明石市大久保町江井島567番地 明石市立少年自然の家 屋内運動場
別紙「設置位置図」参照

（2）公募する自動販売機台数

1台

（3）設置面積等

自動販売機部分 横幅1.1m×奥行0.8m
容器回収箱部分 横幅0.5m×奥行0.5m×2台
別紙、設置位置図参照

（4）設置期間

令和4年7月1日から令和8年3月31日まで

2 参加要件（応募者は、次のすべての要件に該当していること。）

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

（2） 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。

（3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

（4） 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

（5） 公告日において納期限が到来している明石市税（※）を開札日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。

（6） 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方

消費税) (※1) を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2) を提出できること。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの) を除く。

※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税) 並びに消費税及び地方消費税) の納税証明書その1(直近2年分)

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。
- (8) 上記記載のほか、明石市広告掲載基準第4条に該当しないこと。
- (9) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。

3 設置条件

(1) 運営方法

設置業者は、自ら自動販売機を設置し管理すること。また、第三者に下請けさせ、もしくは委任しないこと。

(2) 設置可能な自動販売機

ア 自動販売機及び容器回収箱が設置場所の範囲内に収まる寸法であること(転倒防止板を含む)。設置場所の詳細は別紙、設置位置図のとおり。

イ 自動販売機で販売する清涼飲料水は、アルコール類(アルコール類に準じる飲料水を含む) を販売しないこと。

ウ 自動販売機で販売する清涼飲料水の容器は、缶、ペットボトル、またはそれに類するものとする。

エ 設置する自動販売機のデザインは、明石市広告掲載指針第3条、明石市広告掲載基準第5条に抵触しないデザインであること。

オ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。開所日(月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日及び年末年始(12月28日から翌年1月4日まで) 以外の日) において対応可能であること。

カ 明石市の施設として、良質な清涼飲料水を廉価な価格で供給できること。

キ ユニバーサルデザイン型で省電力タイプの自動販売機を設置すること。

(3) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

(4) 設置料

明石市が指定する最低設置料750円(月額) 以上で、かつ、最高金額をもって有効な入札を行った金額を設置料とする。

なお、この設置料には行政財産使用料を含むものとする。

支払方法は、明石市からの請求に応じて、指定する納期限までに納入すること。

(5) 行政財産使用料

設置料のうち地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、許可を受けた行政財産の使用料の支払いについては、年度払いとし、設置開始後明石市からの請求により一括納入するものとする。

(6) 光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。光熱水費の支払い方法は、設置料と同様とする。電気料金については設置業者の負担にお

いて、設置する自動販売機に電気量子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に、電気料金単価（月毎に変動します）を乗じて得た額とする。

(7) 使用上の制限

ア 設置業者は、明石市管理施設の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。

イ 空缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。

ウ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。

エ 原状を変更する場合には、明石市の許可を得ること。

(8) 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部又は一部に損害を与えたときは、設置業者は、明石市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

(9) 許可の取り消し

明石市において公用または公共用に供するため設置場所を必要とするとき、または設置業者が設置条件に違反したときは、明石市は行政財産使用許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を明石市に請求することができない。

(10) 原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき、または行政財産使用許可を取り消されたときは、自己の責任において明石市の指定する期日までに自動販売機を撤去し、使用場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、設置業者の負担において明石市が行う。

(11) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、または行政財産使用許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

(12) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し、または担保することはできない。

(13) 届出等の義務

ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出ること。

イ 設置業者は、毎月の販売数及び電気量子メーターの使用量を書面により報告すること。

(14) 事故・故障等の義務

設置業者は、設置期間において発生した事故・故障等については、設置者の責任において処理すること。

4 公募に関する質問及び回答

(1) 募集内容に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当へ質問書（指定様式）を提出してください。

令和4年5月11日（水）から令和4年5月25日（水）午後1時まで

FAX 078-918-5155

明石市教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当 明石市立少年自然の家清涼飲料水自動販売機設置業者の公募担当者 宛

(2) 質問に対する回答

令和4年5月26日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 応募方法

(1) 応募する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）

イ 販売を予定する清涼飲料水の品目リスト

ウ 設置予定の自動販売機の寸法がわかる資料と外観カラー写真（2面以上）

エ 個人事業者にあつては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金の額、従業員数、売上高）、事業内容、所在地を明記した書類

オ 法人登記簿謄本、又は住民票謄本（写しでも可）

カ 国税・市税完納証明書（公告日以降に発行されたものに限る。写しでも可）

国税の納税証明書は、個人の場合にあつては、その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、法人の場合にあつては、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、納税の猶予の特例を受けている場合にあつては、その1（某税の猶予を受けていることが分かること。直近2年分の法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書）を提出

ただし、明石市税を納付する義務がない者については、市税完納証明書は不要

キ 自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する誓約書（年額（入札金額の12か月分）が200万円を超える場合に限る）

ク 入札書（指定様式）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和4年5月26日（木）午後1時に、明石市ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当への郵便物の必着期限は、令和4年6月6日（月）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）を送付してください。

（FAX 078-918-5155 明石市教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当 明石市立少年自然の家清涼飲料水自動販売機設置業者の公募担当者 宛）

6 入札方法及び契約方法

(1) 入札金額は、月額設置料を記載してください。

なお、設置料には行政財産使用料を含みます。

また、これらの設置料に消費税額は加算しませんので、希望設置料の100分の100で記載してください。

(2) 参考（令和3年度明石市立少年自然の家屋内運動場利用者数）

8,936人

7 開札日時及び場所

日時 令和4年6月7日（火）午前10時（予定）
場所 明石市役所 分庁舎5階 学校園事務連絡室

8 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

9 無効とする入札

- (1) 入札者として必要な資格のない者が行ったもの。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者が行ったもの。
- (3) 入札に関する条件に違反したもの。

10 設置業者選定方法

入札を行い、最高金額をもって有効な入札を行った応募者を設置業者とします。
開札の場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。
また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

11 入札結果の公表

令和4年6月8日（水）から明石市ホームページにおいて公表します。

12 その他

応募に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての応募書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。